

議第28号

高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市農業集落排水処理施設の処理区域の見直しを行うため改正しようとする。

高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成11年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 農業集落排水処理施設			1 農業集落排水処理施設		
名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)	名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
生井地区農業集落排水処理施設の項～野々俣地区農業集落排水処理施設の項（略）			生井地区農業集落排水処理施設の項～野々俣地区農業集落排水処理施設の項（略）		
六既地区農業集落排水処理施設	高山市荘川町六既247番地	高山市荘川町六既	六既地区農業集落排水処理施設	高山市荘川町六既247番地	高山市荘川町六既
上中地区農業集落排水処理施設	高山市久々野町無数河965番地	高山市久々野町無数河			
柳島地区農業集落排水処理施設の項～長倉地区農業集落排水処理施設の項（略）			柳島地区農業集落排水処理施設の項～長倉地区農業集落排水処理施設の項（略）		
2 簡易排水処理施設の表～4 個別排水処理施設の表（略）			2 簡易排水処理施設の表～4 個別排水処理施設の表（略）		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定により高山市農業集落排水処理施設の使用の許可を受けている者は、高山市下水道条例（平成16年高山市条例第12号）の規定により高山市下水道施設の使用の許可を受けている者とみなす。

3 この条例による改正後の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続しているこの条例による改正前の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例による高山市農業集落排水処理施設の使用で、施行日から1月を経過する日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。